

日本比較内分泌学会表彰規程

(設立と目的)

第1条 この規定は、日本比較内分泌学会（以下、学会）の表彰の種類とその対象とすべき研究業績等に関し、必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 本学会の表彰は、次の2種とする。

(1) 日本比較内分泌学会小林賞

小林賞は、比較内分泌学に関する貴重な研究をなし、その業績が特に優れた学会正会員に授与する。我が国において比較内分泌学を創設し、学会の設立と発展に尽力された故小林英司先生を記念する。

(2) 日本比較内分泌学会奨励賞

奨励賞は、比較内分泌学の研究を活発に行い、将来の発展が強く期待される学会正会員で、年齢が受賞の年の1月1日現在において満40歳以下の者に授与する。

(選考委員会の組織)

第3条 各賞授賞者の選考は、5名の選考委員（以下、委員）からなる選考委員会（以下、委員会）で行う。

- 委員は、名誉会員、小林賞受賞者、会長経験者、大会長経験者等および幹事の中から会長が選定し、委嘱する。但し、原則として幹事以外が委員会の過半数を占めるものとする。
- 委員の任期は会長が委嘱した日から次々年の委嘱日の前日までとし、一期2年、二期までとする。
- 委員会は、募集および選考の実務を担当する選考委員会事務局（以下、事務局）を学会事務局におくことができる。

(委員会の任務)

第4条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- 表彰事業の推進に関する基本方針の策定。
- 各賞の募集方法の決定ならびに授賞対象者の選考と推薦。

(選考方法)

第5条 会長が委員会を召集し、その議長となる。議長は議決権を持たない。

- 委員会は委員の5分の3以上の出席をもって成立する。但し、幹事以外の委員が過半数を占めることを原則とする。
- 議事は、原則として出席委員の全員一致をもって決定する。それに至らない場合には、多数決とする。

4. 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(授賞者の決定)

第6条 委員会は、各賞の授賞候補者について審査を行い、その結果を取りまとめる。

2. 会長は委員会の選考結果を幹事会に諮り、授賞者を決定する。

(規程の改訂)

第7条 本規程の改訂は、会長の発議により、幹事会の議を経て総会で行う。

(附則)

本規程は、平成30(2018)年1月1日から発効する。

2. 本規程の発効に伴い、平成26(2014)年12月24日制定の日本比較内分泌学会小林賞規定および奨励賞規定は失効する。